

奈良市公報

号外 第 22 号

平成19年10月19日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 1
○奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 一般競争入札の実施 2
○生活保護法の規定による施術者の指定 2
○予防接種の実施 3
○身体障害者福祉法の規定による医師の指定 3
○奈良市地域文化財保護活動補助金交付要綱 3
○放置自転車等の保管 4
○新設の事業計画のある道路の指定 5
○放置自転車等の保管 5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出 5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出 5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出(2件) 6
○奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し 6
○地区計画の原案の公衆縦覧 6
○放置自転車等の保管 7
○土地改良事業の計画の概要(2件) 7
○放置自転車等の保管 7
○開発行為に関する工事の完了 8
○住民票の職権消除 8
○放置自転車等の保管(3件) 8

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施 9
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 9

消 防

- 奈良市消防職員研修規程 10

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催 14

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集 14

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示 14

規 則

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成19年7月18日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第70号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

奈良市建築基準法施行細則(平成元年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第1条の3」の次に「、第2条の2」を加える。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第6条の2から第6条の5までを削る。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 代理者に係る変更をした場合 当該代理者に委任することを証する書類

(2) 設計者又は工事監理者に係る変更をした場合であって、当該設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士であるとき 一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年7月18日掲示済)

奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月25日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第71号

奈良市会計課設置規則の一部を改正する規則

奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「並びに役務費のうち通信運搬費」を「、役務費のうち通信運搬費並びに扶助費」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前号以外の1件100万円未満の支出負担行為(交際費、工事請負費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金、貸付金、補償、補填及び賠償金、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金に係るもの)を除く。の確認及び支出

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年7月25日掲示済)

告示

奈良市告示第402号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年7月17日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

東部第2-1地区管路施設工事（興ヶ原）18工区ほか1件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指定停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年7月20日までは入札控室、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年7月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年7月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成19年7月17日掲示済）

奈良市告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年7月17日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名	施術の種類	指定期年月日

徳田 安宏		柔道整復	平成19年 6月26日
徳田整骨院	奈良市大宮町二丁目5-2		
馬場 淳仁		柔道整復	平成19年 7月2日
馬場整骨院	奈良市内侍原町46-1		
小川 和範		柔道整復	平成19年 5月1日
やわらぎ整骨院	奈良市芝辻町四丁目5-2 新大宮グリーンビル3階		
今原 啓滋		柔道整復	平成19年 7月9日
いまはら鍼灸整骨院	奈良市中山町西三丁目445-1		

(平成19年7月17日掲示済)

奈良市告示第404号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定によるジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種（二種混合）を行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月17日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 予防接種を受けられる者の範囲
小学校6年生（11歳以上13歳未満の者）
- 2 予防接種を行う日時及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
(1)明らかな発熱（37.5°C以上）を呈している者

- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3)当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (4)その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
- (1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有する者
 - (2)予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3)けいれんの既往のある者
 - (4)過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5)接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成19年7月17日掲示済)

奈良市告示第405号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成19年7月17日

奈良市長 藤 原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
都筑 俊英	つづき脳神経外科クリニック	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3階	脳神経外科 神経内科	平成19年7月6日
小竹 志郎	こたけ整形外科	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3階	整形外科 リハビリテーション科	平成19年7月6日

(平成19年7月17日掲示済)

奈良市告示第406号

奈良市地域文化財保護活動補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年7月17日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市地域文化財保護活動補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市内に所在する文化財（奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第2条に規定する文化財をいう。以下同じ。）を活用して行う地域住民の自主的な文化財保護活動の振興を図るために、市内の団体に対し、

その活動に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良市地域文化財保護活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象団体」という。）は、市内に所在する団体で、規約又はこれに類するものを定め、当該団体に係る会計をつかさどり、及びこれを監査する組織を有するものとする。ただし、市長が適当であると認める場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国、県又は市の出資に係る財團法人は、補助対象団体としない。 (補助対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する次の各号に掲げる事業とする。 (1) 文化財又は文化財を活用した地域の歴史に関する調査事業及び講座、研修会、見学会等の学習活動事業 (2) 文化財又は文化財を活用した地域の歴史に関する発表会、展示会、上映会等の事業 (3) 文化財の清掃、巡視、解説板設置等、解説、案内等の自主的な保護活動事業 (4) 文化財又は文化財に関わりのある地域の歴史について記述した図書の刊行事業（補助対象団体1団体につき、1年度当たり1事業に限る。） (5) 文化財又は文化財に関わりのある地域の歴史について記録した録音、映像等の制作事業（補助対象団体1団体につき、1年度当たり1事業に限る。） (6) その他市長が必要と認める事業 2 前項の規定にかかわらず、営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業は補助対象としない。 3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請前に事業計画について市長と協議するものとする。 (補助対象経費) 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な次の経費とする。ただし、補助対象事業に対し、補助対象団体が他の公的な補助等を受けた場合又は受けたことが決定している場合は、その額を控除した額とする。 (1) 費金（編集補助、会場整理等） (2) 報償費（講師謝金等） (3) 旅費（打合せ、資料調査旅費等） (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費等。ただし、食糧費を除く。） (5) 役務費（通信運搬費、保険料等） (6) 委託料（録音、映像記録制作等） (7) 使用料及び賃借料（会場借上料等） (8) 工事請負費（解説板設置工事等） (9) 原材料費（発表会、展示会用具材料費等） (10) その他市長が必要と認める費用 (補助金の額) 第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。 (1) 第3条第1項第1号から第3号までの事業 15万円 (2) 第3条第1項第4号及び第5号の事業 100万円 (3) 第3条第1項第6号の事業 市長の定める額 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規	定による限度額を超えて補助金を交付することがある。 (補助金の交付申請) 第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項各号に掲げる書類のほか、必要に応じて計画した補助対象事業の概要が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。 (実績報告) 第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、同項各号に掲げる書類のほか、完了した補助対象事業の概要が分かる資料を添えて市長に提出しなければならない。
---	--

附 則
この告示は、平成19年7月17日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。
(平成19年7月17日掲示済)

奈良市告示第407号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年7月18日

奈良市長 藤原昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年7月18日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成19年7月18日掲示済)

奈良市告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年7月19日

奈良市長 藤原昭

1 指定年月日

平成19年7月19日

2 指定した道路の名称

国道308号線

3 指定した道路の区域

起点側地名及び地番 奈良市三条大路二丁目579番地
の1

終点側地名及び地番 奈良市四条大路五丁目423番地

4 指定した道路の幅員

30m

5 指定した道路の延長

960m

(平成19年7月19日掲示済)

奈良市告示第409号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年7月19日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年7月19日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年7月19日掲示済)

奈良市告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年7月20日

奈良市長 藤原昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社コムスン学園前ケアセンター	奈良市学園大和町四丁目1-1ラ・メサ店舗1-A	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年4月30日 平成19年4月30日
(株)コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35F		
株式会社コムスン南紀寺ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年4月30日 平成19年4月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35F		

(平成19年7月20日掲示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年7月20日

奈良市長 藤原昭

奈良市告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社コムスン奈良ケアセンター	奈良市大宮町四丁目275-5森村第2ビル303	株式会社コムスン	
新	株式会社コムスン奈良ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	株式会社コムスン	平成19年5月1日

(平成19年7月20日掲示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第412号		平成19年7月20日	奈良市長 藤原昭
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定			
指定介護機関			
名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社コムスン奈良ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル1階	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成19年5月31日 平成19年5月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー35F	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成19年5月31日 平成19年5月31日
株式会社コムスン朱雀ケアセンター	奈良市朱雀五丁目20-6 ガーデンシティ201	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年5月31日 平成19年5月31日
(株)コムスン	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー35F		
(平成19年7月20日掲示済)		介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第413号		平成19年7月20日	奈良市長 藤原昭
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定			
指定介護機関			
名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社コムスン朱雀ケアセンター	奈良市朱雀五丁目20-6 ガーデンシティ201	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成19年6月30日
(株)コムスン	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー35F		
(平成19年7月20日掲示済)		店舗の所在地 檜原市石川町282番地の3 会社名 山形建材株式会社 代表者 山形 茂実	
奈良市告示第414号		(平成19年7月20日掲示済)	
奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和51年奈良市規則第11号)第11条の規定により、次のとおり公示します。		大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。	
平成19年7月20日		平成19年7月24日	
	奈良市長 藤原昭		奈良市長 藤原昭
1 取消し年月日 平成19年7月20日			
2 指定工事店			
(1) 指定番号 第281号			
店舗の所在地 奈良市古市町1376番地の1			
会社名 栄雄建設			
代表者 南浦辰枝			
(2) 指定番号 第268号			
		1 地区計画等の種類 地区計画	

2 地区計画の名称 東登美ヶ丘六丁目地区計画	計画の概要 (1) 事業名 水と農地活用促進事業 用排水路 (2) 事業の目的 取水及び排水の機能回復 (3) 所在地及び現況 奈良市都祁吐山町地内 都祁吐山 地区 土水路 (4) 基本計画 用排水路整備 L=120m (5) 概算事業費 3,000,000円 (6) 事業の効果 耕地からの排水を整備することにより耕地の利用が容易となる。 (7) 他事業との関係 無 (8) 計画概要図 別紙参照 別紙省略
3 地区計画の位置 奈良市東登美ヶ丘六丁目	(平成19年7月24日掲示済)
4 地区計画の区域 別紙図面のとおり	
5 地区計画の面積 約9.7ha	
6 地区計画の原案の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課	
7 地区計画の原案の縦覧期間 平成19年7月25日から8月8日まで	
8 地区計画の原案に対する意見の提出方法 この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成19年8月15日必着で奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。 別紙省略	
	(平成19年7月24日掲示済)
奈良市告示第416号	
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。	
平成19年7月24日	
奈良市長 藤原昭	
1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	計画の概要 (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池：防災 (2) 事業の目的 ため池の堤体強化 (3) 所在地及び現況 奈良市菅原町地内 奥池 地区 張ロック (4) 基本計画 堤体工 L=65m、26m (5) 概算事業費 15,000,000円 (6) 事業の効果 ため池の機能回復により安全の確保が図れる。 (7) 他事業との関係 無 (8) 計画概要図 別紙参照 別紙省略
2 移動年月日 平成19年7月24日	(平成19年7月24日掲示済)
3 移動対象区域 近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域	
以下省略	
	(平成19年7月24日掲示済)
奈良市告示第417号	
このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。	
なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成19年8月7日までに奈良市農業委員会に申し出てください。	
平成19年7月24日	
奈良市長 藤原昭	
1 移動理由	

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年 7月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 7月25日掲示済)

奈良市告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 7月25日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年 5月21日 奈良市指令都整開 第07A-6号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成19年 7月25日 第1064号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市佐紀町3250番地の3及び3251番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市佐紀町3250番地の3

八木 滋

(平成19年 7月25日掲示済)

奈良市告示第421号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があつたことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成19年 7月25日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成19年 7月25日掲示済)

奈良市告示第422号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 7月26日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年 7月26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 7月26日掲示済)

奈良市告示第423号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 7月27日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年 7月27日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 7月27日掲示済)

奈良市告示第424号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 7月30日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年 7月30日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年 7月30日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第25号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年7月17日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

舗装工事、市内南京終町地内他、他1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年7月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年7月23日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成19年7月17日掲示済）

奈良市水道局告示第26号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年7月17日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
山形建材 株式会社	代表取締役 山形 茂実	奈良県橿原市石川町 282番地の3	平成19年 7月9日

(平成19年7月17日掲示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第9号

全職員

奈良市消防職員研修規程を次のように定める。

平成19年7月23日

奈良市消防局長 猪岡秀夫

奈良市消防職員研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第52条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく、奈良市消防職員（以下「職員」という。）の研修に關し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の基本方針)

第2条 研修は、消防の使命及び責務を正しく自覚認識させるとともに、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上と職務を民主的かつ能率的に運営する公務員意識の高揚を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針とする。

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般研修
- (2) 特別研修
- (3) 派遣研修
- (4) 職場研修

(一般研修)

第4条 一般研修は、職員に現在及び将来にわたり職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能等を習得させ、かつ、公務員としての教養を高めさせるためを行うものとする。

(特別研修)

第5条 特別研修は、総務課、職員課、警防課、救急救助課、予防課及び指令課において、当該主管事務について、現にその業務を担当している職員を中心に、専門的な知識、技能等を習得させるためを行うものとする。

(派遣研修)

第6条 派遣研修は、職員を市長の実施する研修会又は消防大学校、職員研修所その他の機関（以下「消防大学校等」という。）に派遣して、職員に職務を遂行するため必要とする高度な知識、技能等を習得させるためを行うものとする。

(職場研修)

第7条 職場研修は、所属長が所属職員に日常の職務を通じて、計画的かつ継続的に職務を遂行するために必要と

する知識、技能等を習得させるために行うものとする。

2 所属長は、職務にかかる研修（前項の研修を除く。）に所属職員が参加した場合、当該職員が得た知識や情報の共有化を図るため、当該職員を講師として職場研修を実施するものとする。

3 職員課長は、職場研修に関し、所属長から要請があったときは、講師の紹介及び会場のあっせん等の協力をしなければならない。

(研修実施者)

第8条 第3条に規定する研修の実施者（以下「研修実施者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般研修 職員課長
- (2) 特別研修 所管課長
- (3) 派遣研修 総務課長及び救急救助課長
- (4) 職場研修 所属長

2 研修実施者は、研修が適正かつ効果的に実施されるよう相互に協力し、研修資料の整備及び情報の交換に努めなければならない。

(研修管理者)

第9条 消防局に研修管理者を置く。

2 研修管理者は、消防総務部長をもって充てる。

3 研修管理者は、職員の研修に関する総括的な管理者として、研修計画を策定し、研修の総合調整を図るとともに、研修を適性かつ効果的に実施するものとする。

(研修リーダー)

第10条 所属職員の研修を効果的に行うため、各所属に研修リーダーを置くものとする。

2 研修リーダーは、課にあっては課長補佐の中から所属長が指名し、消防署（以下「署」という。）にあっては副署長をもって充てる。

(研修連絡会議)

第11条 研修管理者は、隨時研修連絡会議（以下「会議」という。）を開き、研修の効果的な推進及び総合的な調整を図るものとする。

2 会議は、研修管理者が研修実施者、研修リーダー等を招集し、これを総理する。

3 会議は、議事に關係のある者のみを招集して行うことができる。

4 会議の庶務は、総務課人事教養係において処理する。

(研修命令)

第12条 消防局長（以下「局長」という。）は、所属長又は研修実施者の推薦又は指名に基づき、研修（職場研修を除く。）を受ける職員を決定し、当該職員に対して研修命令を発するものとする。

(研修生の責務等)

第13条 前条の研修命令を受けた職員（以下「研修生」という。）は、局長、市長又は消防大学校等が定める規律に従い、誠実に研修を受けなければならない。

2 研修生は、制服を着用するものとする。ただし、消防大学校等の規定により着用が義務づけられていない場合又は所属長の承認を得た場合は、この限りでない。

3 研修生は、研修期間中において、緊急を要する職務に従事する必要があるとき又は傷病により欠席するときは、局長の承認を受けなければならない。

4 局長は、研修生が次の各号の一に該当するときは、当該研修生に対する研修命令を取り消し、又は変更するものとする。

(1) 規律を乱す行為その他研修生としてふさわしくない
行為があったとき。

(2) 心身の故障のため受講に耐えられないとき。

(3) その他受講に支障があると認めたとき。

第14条 研修管理者は、局長の承認を得て研修計画を定めるとともに、毎年2月末日までに翌年度の研修計画を所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の研修計画に基づき、職場研修実施計画表（別記第1号様式）を定め、3月末日までに局長に報告しなければならない。

(研修項目の指示)

第15条 局長は、職場研修の実施項目を必要に応じ指示することができる。

(効果測定及び研修結果の報告)

第16条 局長は、研修の効果を測定するため必要があると認めるときは、研修生に研修受講報告書（別記第2号様式）を提出させるものとする。

2 研修（職場研修を除く。）を行った研修実施者は、速やかに研修実施報告書（別記第3号様式）を局長に提出

しなければならない。

3 所属長は、毎月の職場研修の実施結果を職場研修実施結果表（別記第4号様式）により、翌月の7日までに局長に報告しなければならない。

(記録簿)

第17条 課及び署には、研修の記録に関する簿冊を備えておかなければならない。

(講師の嘱託)

第18条 局長は、必要があるときは、職員以外の者を講師とする。

(自主勉学)

第19条 職員は、職責を自覚し、常に適正な消防行政が遂行できるよう必要な学理、技術を研究する等自主勉学に努めなければならない。

2 所属長は、課題の提出、資料の提供等積極的に当該所属職員の自主勉学を助長しなければならない。

(その他)

第20条 この規程の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年7月23日から施行する。
(奈良市消防職員教養規程の廃止)

2 奈良市消防職員教養規程（昭和58年奈良市消防長訓令
甲第5号）は、廃止する。

所屬（ ）

研修受講報告書	年月日
消防局長	所属 氏名 <input type="text"/>
次のとおり報告します。	
研修名称	
研修期間	年月日から 月日まで(日間)
研修場所	
感想記入欄	
【研修を受講して、感じたこと考えたこと、職場に持ち帰り仕事に活かしたいこと等】	
上司記入欄 (研修生が上司に研修修了の報告をした後、記入すること。)	
【研修了の報告を受けての上司からのコメント・アドバイス等】	
階級	氏名
所属長	<input type="text"/>
※ 余白に注意事項を記載する。	

第3号様式(第16条関係)

研修実施報告書

消防局長

年 月 日

所属長

印

次のとおり報告します。

研修目的

研修日時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

参加人員 人

研修場所

研修内容 研修方法 講師 職名 氏名

講義
討論
)

講義
討論
)

評価・感想

第4号様式(第16条関係)

職場研修実施結果表

年 月 日

所属長

消防局長

年 月の職場研修の実施結果は、次のとおりであります。

科 目 区分	社 会	法 規	予 防	警 防	救 急・救 助	機 械	ボ ジ プ 操 法	そ の 他	計	考 慮
	回数									
合 計										

内 容

回数	人員	時間	回数	人員	時間	回数	人員	時間	回数	人員
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(平成19年7月23日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第15号

平成19年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年7月31日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日時

平成19年8月7日（火）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成19年度9月補正予算要求について
- (2) 人事について
- (3) リーフレット「30人学級における指導の充実のため」について
- (4) （仮称）「奈良市教育センター」の概要について
- (5) 奈良市公民館使用料等検討委員会の市長報告について
- (6) 奈良市子ども読書活動推進委員会について
- (7) 公の施設の指定管理者の募集に関する調査について
- (8) 公の施設の指定管理者の募集に関する調査について
- (9) 公の施設の指定管理者の募集に関する調査について
- (10) 第6回姉妹3都市親善体育大会について

議事

議案第21号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正について

議案第22号 平成20年度奈良市立一条高等学校入学者募集人員並びに募集要項について

議案第23号 平成20年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

議案第24号 奈良市教育委員会指定管理者選考委員会委員の委嘱及び任命について

議案第25号 総合型地域スポーツクラブについて
その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
8月～9月
- (2) しみんだより子どものページ「ならっ子だより」について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成19年7月31日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第11号

平成19年奈良市農業委員会7月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成19年7月17日

奈良市農業委員会長 大西崇夫

1 日時

平成19年7月27日（金曜日）午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 建議要望

平成20年度農業施策に関する要望

4 議案

- (1) 遊休農地・耕作放棄地の実態調査について
- (2) 奈良市農業委員会規程の一部改正について
- (3) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び同副部会長の選任について

(平成19年7月17日掲示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年7月20日

奈良市災害対策本部長

藤原 昭

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成14年奈良市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市民生活部の項中「救護第一班・救護第二班・救護第三班・救護第四班・市立病院班」を「救護班」に改め、同表保健福祉部の項中「救助物資第七班」を「救助物資第七班・救助物資第八班・救助物資第九班」に改め、同表文化経済部の項中「文化経済部」を「観光経済部」に、「文化経済協力班」を「観光経済協力班」に改め、同表建設第一部の項中「土木第一班・土木第二班・土木第三班・土木第四班・建築第一班・建築第二班・建設第一協力班」を「建設第一協力第一班・建設第一協力第二班・建設第一協力第三班・建設調査第一班・建設調査第二班・建設調査第三班」に改め、同表建設第二部の項中「建設第二協力第一班・建設第二協力第二班・建設第二協力第三班・建設第二協力第四班・建設第二協力第五班」を「土木第一班・土木第二班・土木第三班・下水道第一班・下水道第二班・下水道第三班・建設第二協力班・建築第一班・建築第二班」に改め、同表建設第三部の項を削り、同表教育部の項中「社会教育班」を「生涯学習班」に、「体育班」を「体育施設班」に改め、同条第2項中「、都跡支部、東市支部、平城支部、大安寺支部、辰市支部、明治支部、帶解支部、

精華支部、伏見支部、田原支部」を削る。

第4条の見出しを「(副本部長、危機管理監及び本部長付)」に改め、同条第1項中「助役をもって充て、副本部長に事故があるときは、本部長付」を「副市長」に改め、同条第2項中「収入役」を「政策監及び法令遵守監察監」に改め、「副本部長」の次に「及び危機管理監」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 危機管理監は、本部長の命を受け本部長及び副本部長

を補佐し、危機管理体制の総合的な調整を図る。

第5条第3項第2号中「社会教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

第10条第2項中「本部長付」を「危機管理監、本部長付」に改める。

第13条第2項中「副本部長」を「副本部長、危機管理監」に改める。

別表第1市民生活部の部庶務班の項及び救護第一班の項を次のように改める。

庶務班 (市民課長)	市民課及び東山靈苑火葬場に所属する職員	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 応急食糧の炊出しに関すること。 3 罷災による死者の収容及び埋火葬に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 5 部所管の被害状況のとりまとめに関すること。
救護班 (病院事業課長)	病院事業課、奈良診療所、月ヶ瀬診療所及び都祁診療所に所属する職員並びに本部長が指名する職員	1 市立奈良病院との連絡調整に関すること。 2 傷病者の応急手当及び助産等救護に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

別表第1市民生活部の部救護第二班の項から市立病院班の項までを削る。

別表第1市民生活部の部市民生活協力第二班の項を次のように改める。

市民生活協力第二班 (人権推進課長)	人権推進課及び人権文化センターに所属する職員並びに本部長が指名する職員	1 避難所(人権文化センター)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
-----------------------	-------------------------------------	--

別表第1総務調査部の部経理班の項中「(出納室長)」を「(会計課長)」に、「出納室」を「会計課」に改め、同表保健福祉部の部救助物資第二班の項を次のように改める。

救助物資第二班 (子育て課)	子育て課に所属する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関すること。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関すること。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
-------------------	-------------	--

別表第1保健福祉部の部中

救助物資第六班 (介護総務課長)	介護総務課に所属する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関すること。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関すること。
救助物資第七班 (介護福祉課長)	介護福祉課に所属する職員	3 要介護高齢者対策に関すること。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。

を

救助物資第七班 (介護総務課長)	介護総務課に所属する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 3 要介護高齢者対策に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。	に改める。
救助物資第八班 (介護福祉課長)	介護福祉課に所属する職員		
救助物資第九班 (長寿福祉課長)	長寿福祉課に所属する職員		

別表第1 保健福祉部の部救助物資第五班の項中「救助物資第五班」を「救助物資第六班」に改め、同部救助物資第四班の項中「救助物資第四班」を「救助物資第五班」に改め、同部救助物資第三班の項の次に次のように加える。

救助物資第四班 (放課後児童施設課長)	放課後児童施設課及び各児童館に所属する職員並びに本部長が指名する職員	1 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与及び運搬に関する事。 2 救援物資(義援金を含む。)の受領、配分に関する事。 3 避難所(児童館)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関する事。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
------------------------	------------------------------------	--

別表第1 保健所部の部保健所第二班の項から保健所第四班の項までを次のように改める。

保健所第二班 (生活衛生課長)	生活衛生課に所属する職員	1 被災者の健康対策に関する事。 2 感染症の発生及びまん延防止に関する事。 3 食中毒の防止及び愛玩動物の収容対策に関する事。
保健所第三班 (保健予防課長)	保健予防課に所属する職員	4 傷病者の応急手当等救護に関する事。 5 浸水被害における家屋の消毒に関する事。 6 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。
保健所第四班 (健康増進課長)	健康増進課に所属する職員	

別表第1 文化経済部の部中「文化経済部
(文化経済部長)」を「観光経済部
(観光経済部長)」に、同部文化経済協力班の項中「文化経済協力班
(文化振興課長)」を「観光経済協力班
(文化国際課長)」に、「文化振興課」を「文化国際課」に改め、同表建設第一部の部及び建設第二部の部を次のように改める。

建設第一部 (都市整備部長)	庶務班 (都市計画課長)	都市計画課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 部内各班との連絡調整及び部内各班への協力に関する事。 4 部所管の被害状況のとりまとめに関する事。
	建設第一協力第一班 (JR奈良駅周辺開発事務所長)	JR奈良駅周辺開発事務所に所属する職員	1 部内各班への協力に関する事。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事。
	建設第一協力第二班 (西大寺南区画整理事務所長)	西大寺南区画整理事務所に所属する職員	
	建設第一協力第三班 (公園緑地課長)	公園緑地課に所属する職員	
	建設調査第一班 (開発指導課長)	開発指導課に所属する職員	1 被災宅地の危険度判定に関する事。 2 部内各班への協力に関する事。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事。

建設第二部 (建設部長)	建設調査第二班 (建築指導課長)	建築指導課に所属する職員	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事項。 2 部内各班への協力に関する事項。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。
	建設調査第三班 (景観課長)	景観課に所属する職員	1 部内各班への協力に関する事項。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。 3 その他本部長の命ずる指示事項に関する事項。
	庶務班 (土木管理課長)	土木管理課に所属する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事項。 2 部内各班との連絡調整及び部内各班への協力に関する事項。 3 部所管の被害状況のとりまとめに関する事項。
	土木第一班 (土木管理課長)	土木管理課に所属する職員	1 道路、河川、橋梁等の土木施設の応急復旧及び技術に関する事項。
	土木第二班 (道路維持課長)	道路維持課及び土木管理センターに所属する職員	2 住宅内の障害物の除去に関する事項。 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。
	土木第三班 (道路建設課長)	道路建設課に所属する職員	
	下水道第一班 (下水道管理課長)	下水道管理課に所属する職員	1 下水道施設の応急復旧に関する事項。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。
	下水道第二班 (下水道建設課長)	下水道建設課に所属する職員	
	下水道第三班 (河川課長)	河川課に所属する職員	1 堤防等の危険測定及び水防工法の指導に関する事項。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。
	建設第二協力班 (技術管理課長)	技術管理課に所属する職員	1 部内各班への協力に関する事項。 2 その他本部長の命ずる指示事項に関する事項。
	建築第一班 (営繕課長)	営繕課に所属する職員	1 応急仮設住宅の建築に関する事項。 2 法に基づく住宅の応急修理に関する事項。 3 市有施設の応急修理に関する事項。
	建築第二班 (住宅課長)	住宅課に所属する職員	4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。

別表第1建設第三部の部を削り、同表教育部の部中「《社会教育部長》」を「《生涯学習部長》」に改め、同部庶務班の項目を次のように改める。

庶務班 (教育総務課長)	教育総務課に所属する職員及び本部長が指名する職員	1 本部事務局との連絡及び報告に関する事項。 2 部内各班との連絡調整に関する事項。 3 給食調理員の動員に関する事項。 4 学校教育施設の使用協力に関する事項。 5 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事項。 6 部所管の被害状況のとりまとめに関する事項。 7 避難所（学校教育施設）の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関する事項。
-----------------	--------------------------	---

別表第1 教育部の部社会教育班の項を次のように改める。

生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課及び青少年児童会館に所属する職員並びに本部長が指名する職員	1 生涯学習部所管の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。 2 所管施設の使用協力に関すること。 3 避難所(社会教育施設)の開設及び管理運営の統括並びに避難者の収容に関すること。 4 関係民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 5 所管施設の被害状況の調査に関すること。
-------------------	------------------------------------	---

別表第1 教育部の部体育班の項中 「体育班
(体育課長)」を「体育施設班
(スポーツ課長)」に、「体育課」を「スポーツ課」に改め、同部教育協力第三班の項中 「(人権・同和教育推進室長)」を「(人権教育推進室長)」に、「人権・同和教育推進室」を「人権教育推進室」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 本部長の指名により救護班、市民生活協力第二班、救助物資第四班、教育部庶務班又は生涯学習班の班員となった職員は、その所属する課・かいの職員により構成される班には属さないものとする。

附 則

この告示は、平成19年7月20日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成19年7月20日掲示済)